



上下水道料金改定に関する説明会

～持続可能なインフラをめざして～

令和8年2月7日
所沢市上下水道局

本日の説明内容

- 1 所沢市の上下水道事業
- 2 全国における漏水事故、道路陥没事故
- 3 所沢市の主な取組
- 4 水道料金・下水道使用料の改定

《上下水道局の紹介》

① 組織

上下水道事業管理者 / 上下水道局長 / 上下水道局次長

構成部署 総務課、経営課、窓口サービス課、水道建設課、給水管理課、
下水道整備課、下水道維持課、下水道管理事務所（7課1事務所）

職員数 133名（R7年度）

【参考】H10年度：268名（水道部140名、下水道部128名）

② 特徴

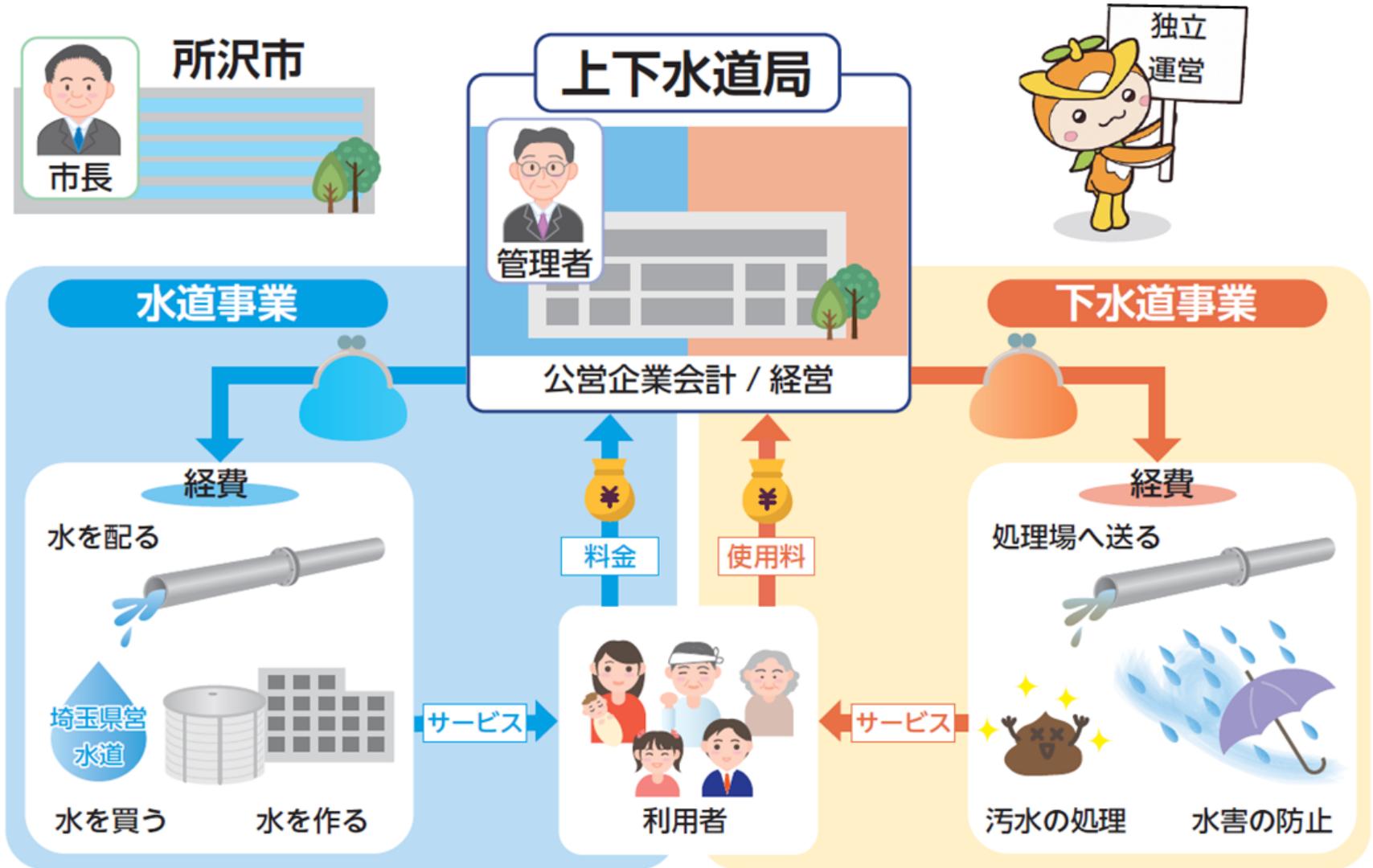
特別会計：公営企業として、企業会計を採用（複式簿記）

独立採算性：料金収入をもって経営を行う（市長部局からの独立性が高い）

上下水道部の発足：H25年度に水道部と下水道部が合併

⇒H29年度に上下水道局に改名

1 所沢市の上下水道事業

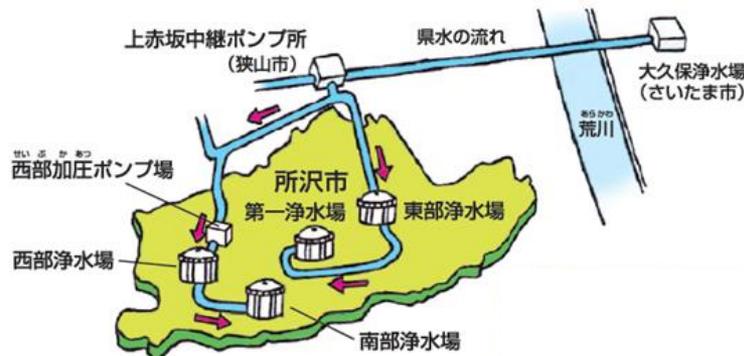


※自然現象である雨水処理の費用は、基本的に一般会計などでまかなわれています。

1 所沢市の上下水道事業

《水道事業》

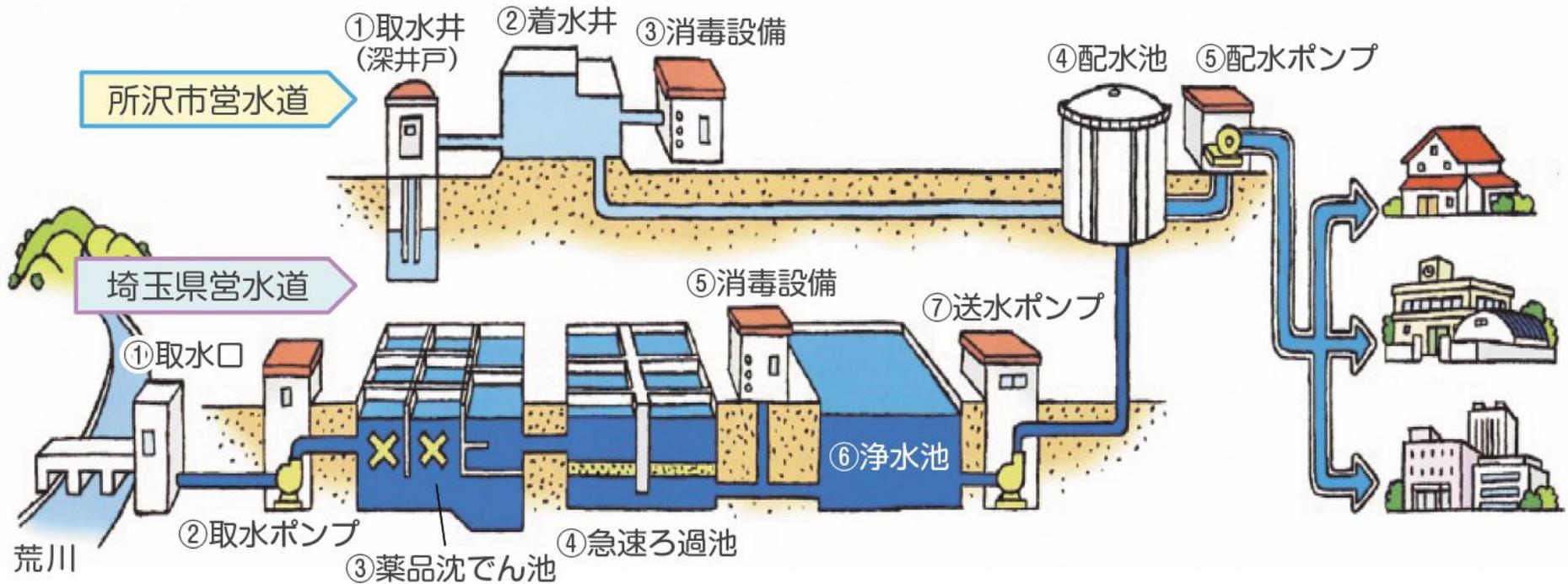
- ・昭和12年 第一浄水場 給水開始
- ・昭和37年 西部浄水場 給水開始
- ・昭和44年 南部浄水場 給水開始
- ・昭和49年 東部浄水場 給水開始
埼玉県営水道の受水開始
- ・平成11年 西部加圧ポンプ場 築造
- ・平成29年 所沢市水道通水80周年
- ・令和元年 上下水道局広報紙 創刊



年	人口	
昭和25年 (1950年)	52,188人	市制施行
昭和35年 (1960年)	68,223人	10周年
昭和45年 (1970年)	137,881人	20周年
昭和55年 (1980年)	237,058人	30周年
平成 2年 (1990年)	302,386人	40周年
平成12年 (2000年)	331,222人	50周年
平成22年 (2010年)	342,657人	60周年
令和 2年 (2020年)	344,216人	70周年
令和 7年 (2025年)	342,791人	75周年

昭和40年頃から全市水道化を進め
平成10年度に普及率99.95%を達成

1 所沢市の上下水道事業



※水道の割合：県営水道 90%、地下水 10%

1 所沢市の上下水道事業

《下水道事業》

- ・昭和43年 所沢下水処理場の運転開始(所沢浄化センターに名称変更)
- ・昭和58年 荒川右岸流域下水道による下水処理開始
所沢市コンポストセンターの運転開始
- ・平成24年 所沢浄化センター、コンポストセンター廃止
⇒新河岸川水循環センター(和光市)で処理
- ・令和2年 所沢浄化センター跡地に「ところざわサクラタウン」開業



【荒川右岸流域下水道処理区域】

川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、
志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、
三芳町、川島町、吉見町（10市3町）

出典：埼玉県

本日の説明内容

- 1 所沢市の上下水道事業
- 2 全国における漏水事故、道路陥没事故
- 3 所沢市の主な取組
- 4 水道料金・下水道使用料の改定

2 全国における漏水事故、道路陥没事故

《水道》水道管漏水事故（京都府）

- 発生日時: 令和7年4月30日(水)午前3時半頃
- 発生場所: 京都市下京区地内
国道1号(五条高倉交差点内)
- 被害状況: 断水無し、想定最大濁水発生件数約6,500件
国道1号の交通規制が発生
半地下の駐車場の車両1台が浸水
- 事故原因: 老朽化による管の破損に起因するもの
- 水道管: 口径300mm、昭和34年整備(経過年数66年)



出典: 国土交通省

2 全国における漏水事故、道路陥没事故

《水道》水道管漏水事故（所沢市）

- 発生日時: 令和7年2月24日(月) 午後1時46分
- 発生場所: 所沢市松が丘 1-23-9
松が丘中央公園付近 歩道部分
- 被害状況: 最大断水戸数: 19戸
- 事故原因: 経年劣化による漏水と推定
- 水道管: 口径300mm、昭和54年整備(経過年数46年)
- 破損状況: タテ割れ約 60cm、埋設深さ約 1.0m



法定耐用年数を迎える累積管路延長（水道管）

2 全国における漏水事故、道路陥没事故

《下水道》道路管陥没事故（埼玉県八潮市）

- 発生日時：令和7年1月28日（火）午前10時頃
- 発生場所：八潮市中央一丁目地内
県道松戸草加線（中央一丁目交差点内）
- 陥没規模：幅約40m、深さ最大約15m
- 事故原因：流域下水道管の破損に起因するもの
- 下水道管：管径4.75m、昭和58年整備（経過年数42年）
令和3年度調査：補修が必要な腐食は確認されず

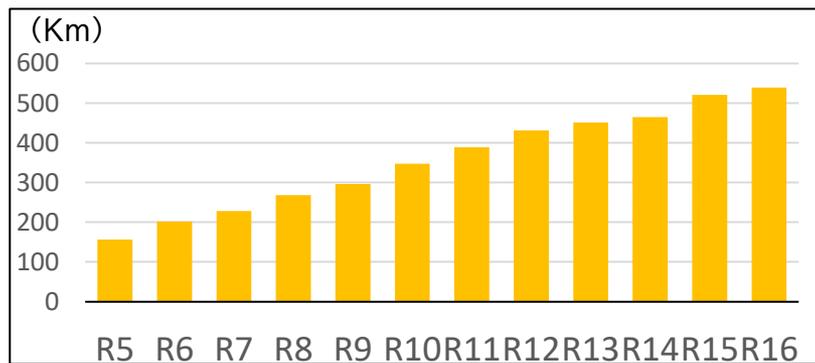


出典：埼玉県

2 全国における漏水事故、道路陥没事故

《下水道》道路管陥没事故（所沢市）

■ 下水管の破損等による道路陥没件数は年間12件程度（沈下件数は8件程度）



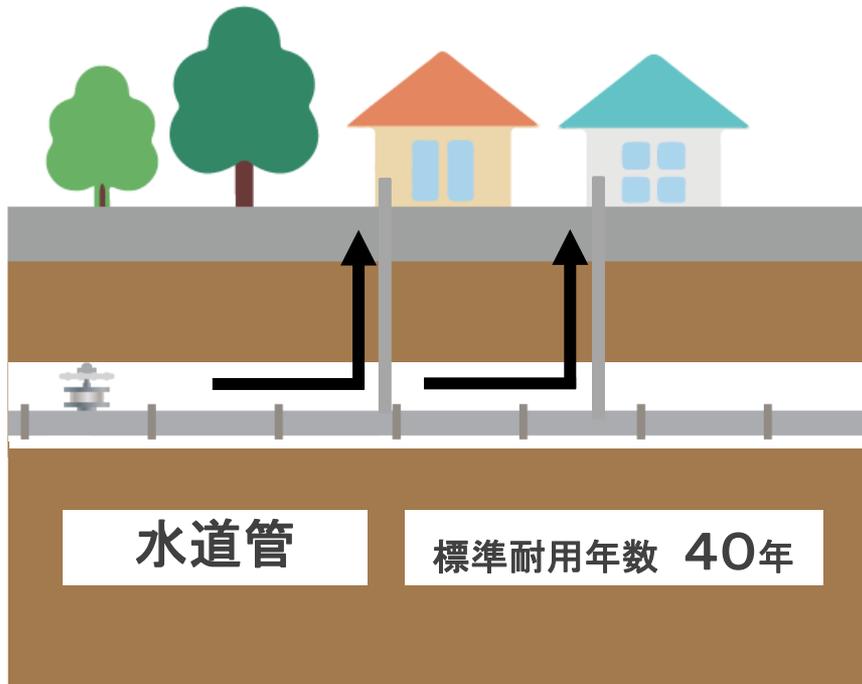
法定耐用年数を迎える累積管路延長の推移（下水管）

老朽管を改築するために
20年間で約 **540** 億円
(年平均約 **27** 億円の投資が必要)

本日の説明内容

- 1 所沢市の上下水道事業
- 2 全国における漏水事故、道路陥没事故
- 3 所沢市の主な取組
- 4 水道料金・下水道使用料の改定

《水道事業》



・水道管整備事業

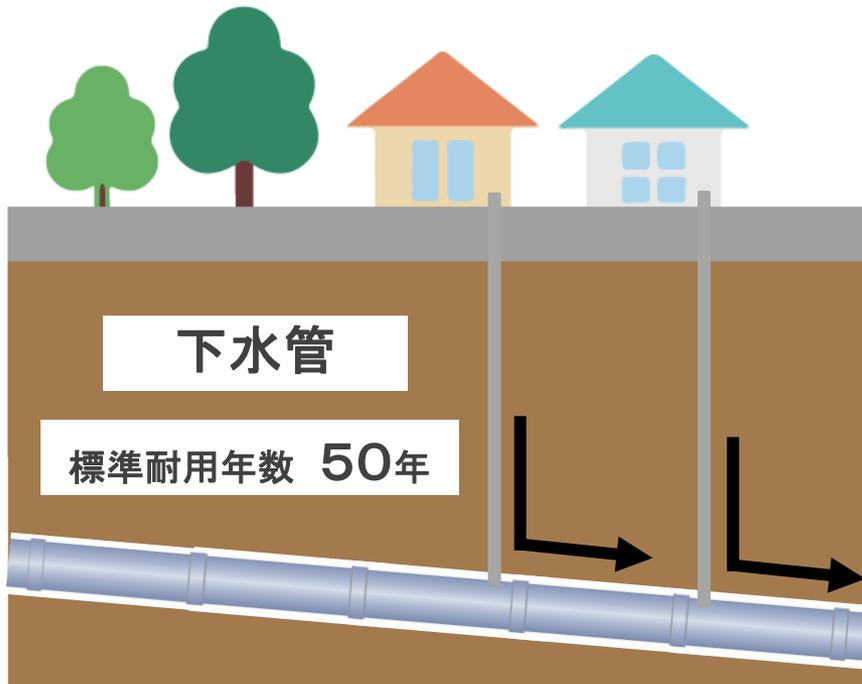
老朽化した水道管(導・送・配水管)を耐久性、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管への更新を行う

・浄水場整備事業

浄水場にある各施設(配水池、着水井等)の耐震補強工事や西部浄水場の更新工事を行う



《下水道事業》



- **下水道ストックマネジメント事業**
下水管などの施設に対し、予防保全を基本とし、事業費を平準化しながら維持管理や改築を行う
- **下水道地震対策事業**
重要幹線や緊急輸送道路などに埋設している管渠やマンホールなどの耐震化を行う



3 所沢市の主な取組

《その他の経営努力》

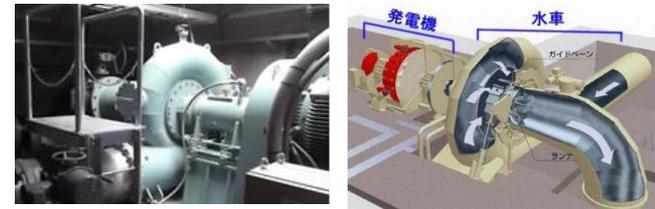
■ 人件費の削減

(H10)約12億円/年 ▶ (R5)約4億円/年 ⇒ 年間約8億円の経費削減

■ 小水力発電の導入

(大久保浄水場から送られてくる水の流量と圧力を利用して、水車発電機を廻して発電)

⇒ 10年間で約1.1億円の削減見込み



【東部浄水場の小水力発電と設備内部のイラスト】

■ 資産の貸付や運用による財源確保

⇒ 10年間で約1.3億円の増収見込み

■ その他の取組

- ・施設のダウンサイジング ⇒ 将来の投資額の縮減
- ・高耐久性素材への転換 ⇒ 長寿命化により更新ペースをゆるやかに

本日の説明内容

- 1 所沢市の上下水道事業
- 2 全国における漏水事故、道路陥没事故
- 3 所沢市の主な取組
- 4 水道料金・下水道使用料の改定

事業環境の課題（3つ）

① 県に支払う費用の値上げ

- ・ 県水購入単価
- ・ 下水処理単価

【県水購入単価】 61.78円/m³ ⇒ 74.74円/m³ (R8年度～)

約 4億円/年 (約 21%) 支出増

【下水処理単価】 32円/m³ ⇒ 38円/m³ (R7年度)
⇒ 43円/m³ (R8年度～)

約 3.5億円/年 (約 34%) 支出増

 埼玉県

県単独

企業局 水道企画課
企画・経営担当 片岡・木村・難波
直通 048-830-7064
内線 7064
E-mail: a7050-06@pref.saitama.lg.jp

<報道発表資料>

.....
カテゴリ：県政一般

令和6年7月1日

水道用水供給事業の料金改定について

埼玉県企業局では、水道用水供給事業*を行っており、直接各家庭等に水道水を配水している市や町などの受水団体に、水道用水を供給しています。

水道用水の安定供給を継続していくには、受水団体へ卸売りしている水道水の料金改定が必要であるため、改定に向けた方針についてお知らせします。

*水道用水供給事業…水道事業者に水道用水を供給する事業（水道水の卸売業）

1 改定内容（予定）

1 立方メートル当たり 61.78円 ⇒ 76円【23%】程度
平均的な家庭用水道料金への影響は、1か月当たり 176円【7%】程度
（実際の影響額は受水団体によって異なります。）

※ 改定額は現段階の試算であり、今後令和5年度決算等を踏まえて精査します。

2 改定時期（予定）

令和8年4月1日

3 今後のスケジュール

令和6年12月定例県議会において改正条例案の提案に向け準備していきます。

4 水道料金・下水道使用料の改定

事業環境の課題（3つ）

② 水需要の減少による収入の減少



③ 老朽化や物価高騰による費用の増加



約8億円/年 支出増



約4億円/年 支出増

【有収水量の推移】 ※有収水量：水道料金の徴収の対象となる水量

【建設改良費の推移】

4 水道料金・下水道使用料の改定

審議会での審議

◆令和6年度から令和7年度にかけて7回にわたり審議を実施

回数	開催月	内容
1回	令和6年4月	水道料金改定に係る諮問・審議
2回	5月	審議
3回	7月	下水道使用料改定に係る諮問・審議
4回	10月	審議
5回	11月	審議
6回	令和7年1月	審議
7回	4月	審議
8回	5月	料金・使用料改定に係る答申



所沢市上下水道事業運営審議会
北野 大 会長（左）から答申書を受理
（令和7年5月22日）

改定の内容

◆改定時期

水道料金・下水道使用料ともに、令和**8**年**4**月

水道料金は、平成10年以来、28年ぶりの改定

下水道使用料は、平成30年以来、8年ぶりの改定

◆平均改定率

水道・・・ **24.2%**

下水道・・・ **15.0%**

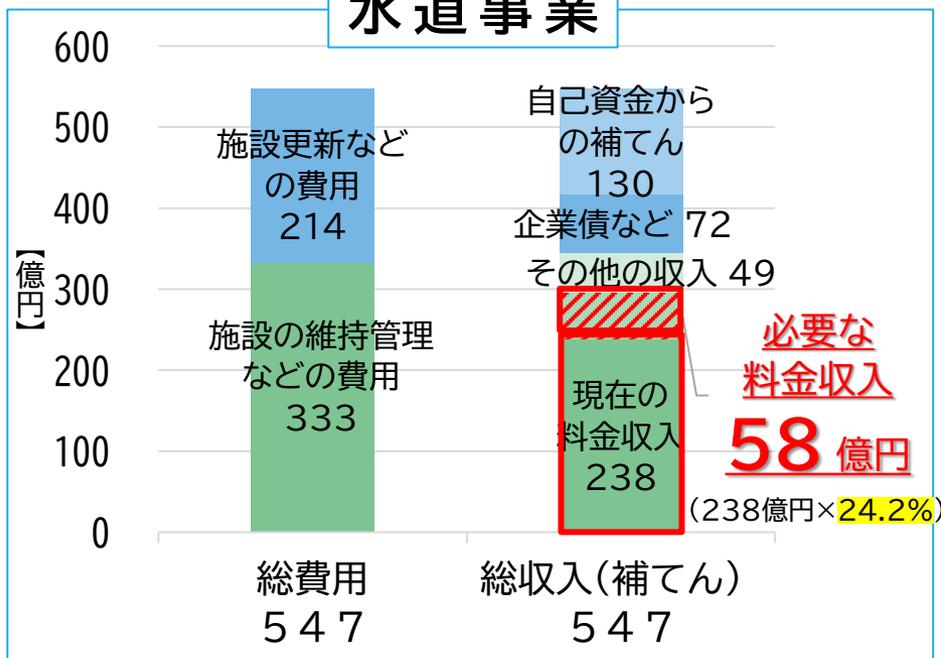
4 水道料金・下水道使用料の改定

改定の内容

◆平均改定率の算定根拠

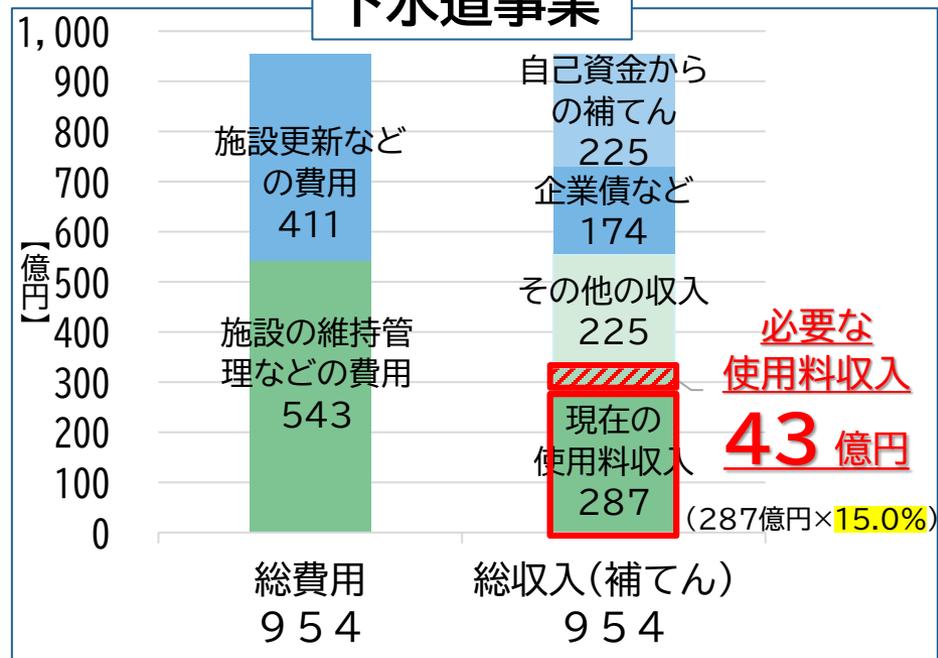
計画期間内に必要な総費用に対し、現行の収入で生じる不足分を補うために必要な改定率を算出

水道事業



※総費用・総収入は、R8～R12年度(5年間)の合計

下水道事業



※総費用・総収入は、R8～R16年度(9年間)の合計

改定後の料金・使用料体系

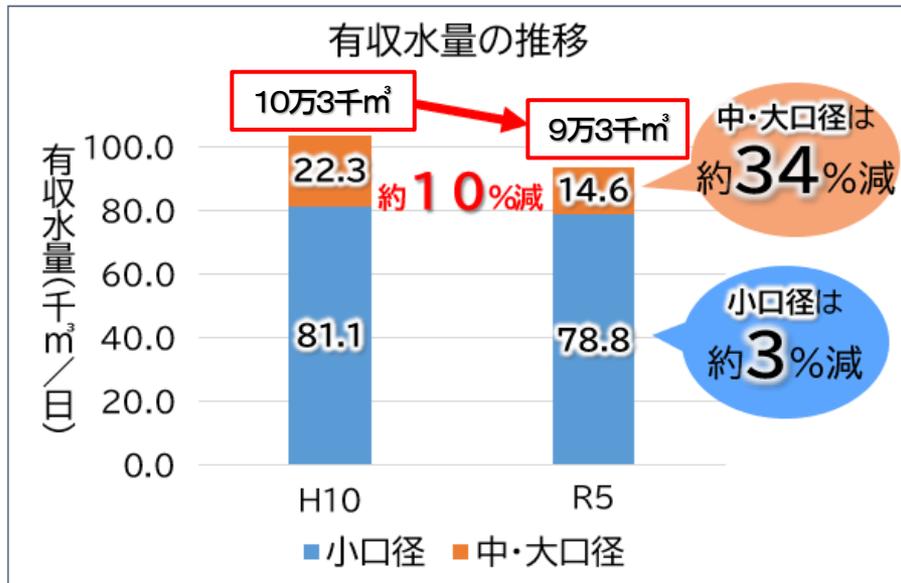
◆今回の改定ポイント

- ① 料金・使用料収入に対する基本料金の割合を高める
➡ 水需要の減少に影響を受けづらい料金・使用料体系とする
- ② 赤字幅の大きい水量区分の改定割合を高める
➡ 原価割れしている水量区分を改善する
- ③ 下水道使用料体系の基本水量制を廃止する
➡ 10m³までの使用者に対する不公平感を解消する
- ④ 料金・使用料の大幅な値上げを緩和する
➡ 少量使用者に対して緩和措置する

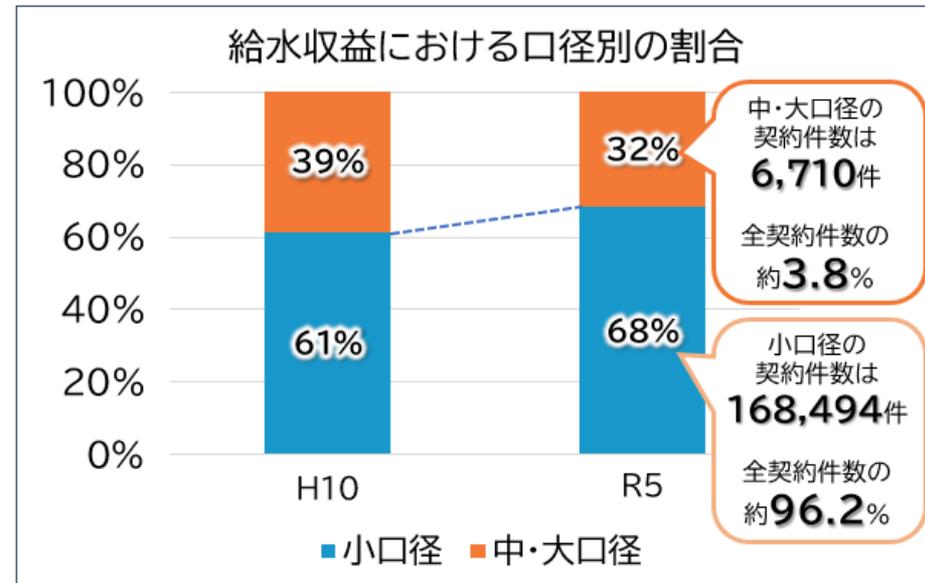
4 水道料金・下水道使用料の改定

改定後の料金・使用料体系

◆水需要構造（口径別の有収水量）の変化に対応する必要がある



→ 中・大口径（25mm以上）の有収水量が大幅に減少



→ 依然として中・大口径の収益割合が高い状況

4 水道料金・下水道使用料の改定

改定後の料金・使用料体系

改定ポイント①

基本料金の割合を高める

水道料金表 (1か月あたり/税抜)

【基本料金】

口径	現行	改定後	差額
13mm	240円	645円	405円
20mm	420円	880円	460円
25mm	580円	1,160円	580円
30mm	4,170円	6,255円	2,085円
40mm	7,910円	11,865円	3,955円
50mm	12,350円	18,525円	6,175円
75mm	31,780円	47,670円	15,890円
100mm	53,960円	80,940円	26,980円
150mm	117,030円	175,545円	58,515円
200mm	248,310円	372,465円	124,155円

【従量料金】

使用水量	現行	改定後	差額
1m ³ ~5m ³	60円	5円	-55円
6m ³ ~10m ³	60円	70円	10円
11m ³ ~20m ³	110円	145円	35円
21m ³ ~30m ³	150円	195円	45円
31m ³ ~50m ³	220円	250円	30円
51m ³ ~100m ³	290円	320円	30円
101m ³ ~1,000m ³	320円	350円	30円
1,001m ³ 以上	350円	380円	30円

下水道使用料表 (1か月あたり/税抜)

【基本使用料】

現行	改定後	差額
660円	830円	170円

【従量使用料】

排水量	現行	改定後	差額
1m ³ ~10m ³	0円	5円	5円
11m ³ ~20m ³	83円	91円	8円
21m ³ ~30m ³	107円	111円	4円
31m ³ ~50m ³	125円	127円	2円
51m ³ ~200m ³	149円	149円	0円
201m ³ ~500m ³	174円	174円	0円
501m ³ ~1,000m ³	204円	204円	0円
1,001m ³ 以上	234円	234円	0円

改定ポイント②

赤字幅の大きい水量区分の改定割合を高める

改定ポイント④

大幅な値上げを緩和する (少量使用者)

改定ポイント③

基本水量制を廃止する

4 水道料金・下水道使用料の改定

改定後の料金・使用料体系

◆赤字幅の大きい水量区分の原価割れを縮減

《水道料金における原価割れ状況（1か月あたりのモデルケース/税抜）》

1か月あたりの使用水量 ※()内は口径	現行料金での 供給単価	給水原価 (令和5年度実績)	原価割れ の状況	新料金での 供給単価	改定率
10 ^m (13mm) 一般家庭(1~2人暮らし)	84 円	<u>152.05</u> 円	発生 (-68.05 円)	102.00 円 (+18.00円)	21.4 %
20 ^m (20mm) 一般家庭(3~4人暮らし)	106 円		発生 (-46.05 円)	135.25 円 (+29.25 円)	27.6 %
80 ^m (20mm) 個人経営の飲食店	209 円		なし (+56.95 円)	240.69 円 (+31.69 円)	15.2 %
700 ^m (50mm) 住宅型高齢者施設	323.5 円		なし (+171.45 円)	361.86 円 (+38.36 円)	11.9 %

※給水原価は、水道水 1 m³を作るのにかかる費用。供給単価は、水道水 1 m³あたりの収益

4 水道料金・下水道使用料の改定

改定後の料金・使用料体系

水道料金・下水道使用料の改定前後の比較（2 か月あたり / 税込）

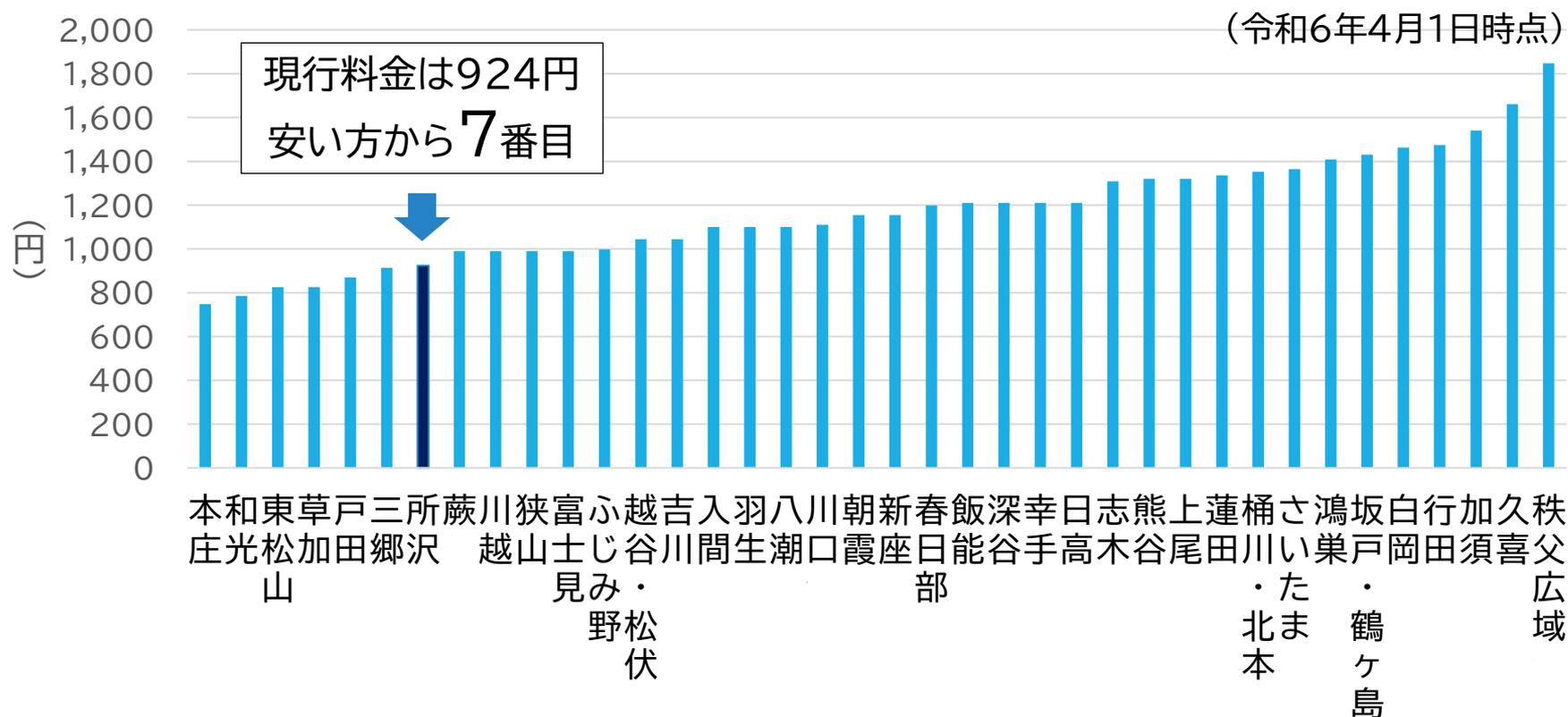
メーター口径	13mm	13mm	20mm	20mm
使用水量	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³
	1人暮らし 	1～2人暮らし 	2～3人暮らし 	3～4人暮らし 
改定前	2,640 円	3,300 円	5,819 円	7,942 円
改定後	3,355 円 (+715 円)	4,180 円 (+880 円)	7,293 円 (+1,474 円)	9,889 円 (+1,947 円)

※イラストは一例です。ご家庭によって使用水量は異なります。

4 水道料金・下水道使用料の改定

県内他市との比較

◆ 1か月あたりの水道料金（口径13mm、月10m³使用した場合）（税込）

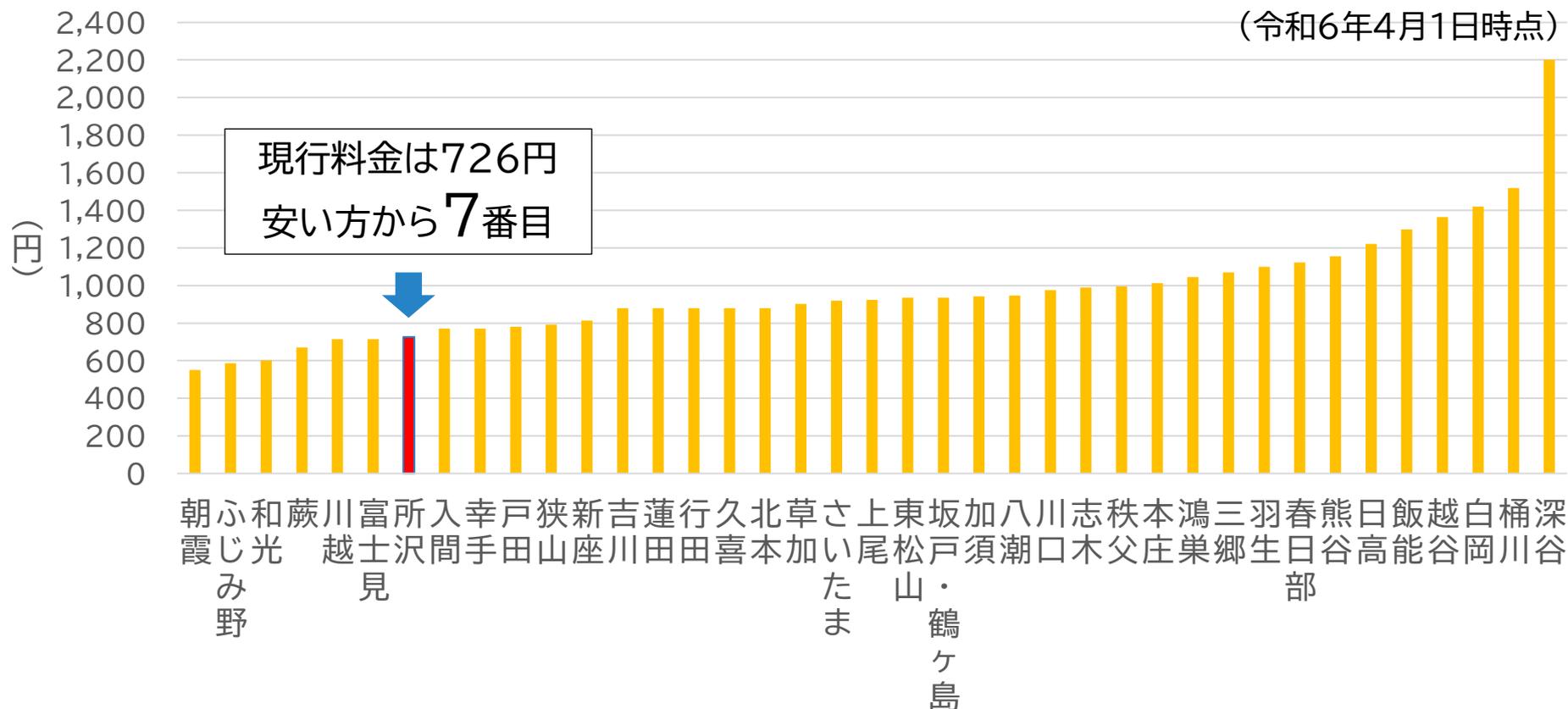


4 水道料金・下水道使用料の改定

県内他市との比較

◆ 1か月あたりの下水道使用料（月10m³使用した場合）（税込）

（令和6年4月1日時点）



4 水道料金・下水道使用料の改定

市ホームページに“新料金早見表”や“簡易計算ツール”を掲載しています



更新日：2025年12月1日
 当市では、水道料金は28年間、下水道使用料は8年間改定せずに事業を運営してきました。しかし、今後は事業運営に必要な資金が不足する見込みとなったため、令和8年4月より上下水道料金を改定させていただくことになりました。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

■料金改定に関すること
 所沢市 上下水道局経営課
 ☎ 04-2921-1087

■料金の計算や支払いに関すること
 所沢市 上下水道お客様センター
 ☎ 04-2921-1080



▲市ホームページの2次元コード

▼改定前後の料金比較(抜粋)【2か月あたり、税込】

※水道・下水道の合算金額

使用水量	13mm口径		20mm口径		25mm口径	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
10m ³	2,640円	3,355円	3,036円	3,872円	3,388円	4,488円
20m ³	3,300円	4,180円	3,696円	4,697円	4,048円	5,313円
30m ³	5,423円	6,776円	5,819円	7,293円	6,171円	7,909円
40m ³	7,546円	9,372円	7,942円	9,889円	8,294円	10,505円
50m ³	10,373円	12,738円	10,769円	13,255円	11,121円	13,871円

▼簡易計算ツール【2か月あたり、税込】

※水道・下水道の合算金額

新料金・使用料計算シミュレーション（一般用・2ヶ月分）

■検針票をご用意ください。
 ■検針票を見ながら、黄色部分に数値を入力してください。

①『口径』を選択してください。
 ②『水道使用量』を入力してください。
 ③『下水道水量』を入力してください。

	水道料金(円)	下水道使用料(円)	請求額合計(円)
基本料金			
従量料金			
合計料金(税込)			

※料金は2ヶ月に1度の請求です。
 ※簡易計算のため、実際の請求額とは異なる場合があります。

ご使用水量のお知らせ

所沢市宮本町2-21-4

検針番号: 90009992754
 使用月分: 令和8年12月分
 検針期間: 令和8年12月1日～12月31日

口径: 20mm

今月請求予定金額: 4,697円

今月振替 363m³ 水道料金 3,696円
 前月振替 329m³ 下水道使用料 327円
 今月の振替合計 4,023円

振替合計金額: 7,942円

※口座振替以外の方は、検針票がこの見本と異なる場合があります。

ご清聴ありがとうございました

